

幌加内町告示第5号

地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案について、意見書を提出することができる。

令和7年3月10日

幌加内町長 細川 雅弘

1 地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成した地区

- ・南幌地区
- ・幌中地区
- ・幌里地区
- ・北幌地区

2 縦覧期間

自 令和7年3月10日
至 令和7年3月24日

3 縦覧場所

幌加内町役場 産業課

※幌加内町役場産業課での縦覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く、開庁時間に限る。ただし、開庁時間の正午から13時は除く。

4 意見書の提出について

(1) 提出先

幌加内町役場 産業課

(2) 提出方法

郵送、持参によることとし、ファクシミリ、インターネット及び電話での意見は受け付けられない。

(3) 提出期限

縦覧期間満了の日までとする。

(4) 提出に当たっての注意事項

地域農業経営基盤強化促進計画の案に対する意見以外は提出できない。

(5) 意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、地域農業経営基盤促進計画に公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。